

優良宅地認定申請書

※手数料欄

年 月 日

北見市長 様

申請者 住 所

氏 名 ⑩

北見市租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則第2条第2項の規定によ

り、次の宅地の造成について租税特別措置法 { 第28条の4第3項第7号イ
第63条第3項第7号イ } に規定
第68条の69第3項第7号イ

する優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定を受けたいので、申請します。

記

- 1 宅地造成区域に含まれる地域の名称
- 2 宅地造成区域の面積
- 3 宅地の用途
- 4 その他必要な事項

備考

- 1 ※印のある欄は、記載しないこと。
- 2 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 3 認定申請に当たっては、申請文中当該認定の根拠となる条項以外の条項は抹消すること。なお、土地譲渡益重課税適用除外認定の双方を受けようとする者は、土地譲渡益重課税適用除外認定の根拠となる条項に基づき、認定申請を行うこと。